

投票所用仮設建物レンタル調達業務仕様書

1 目的

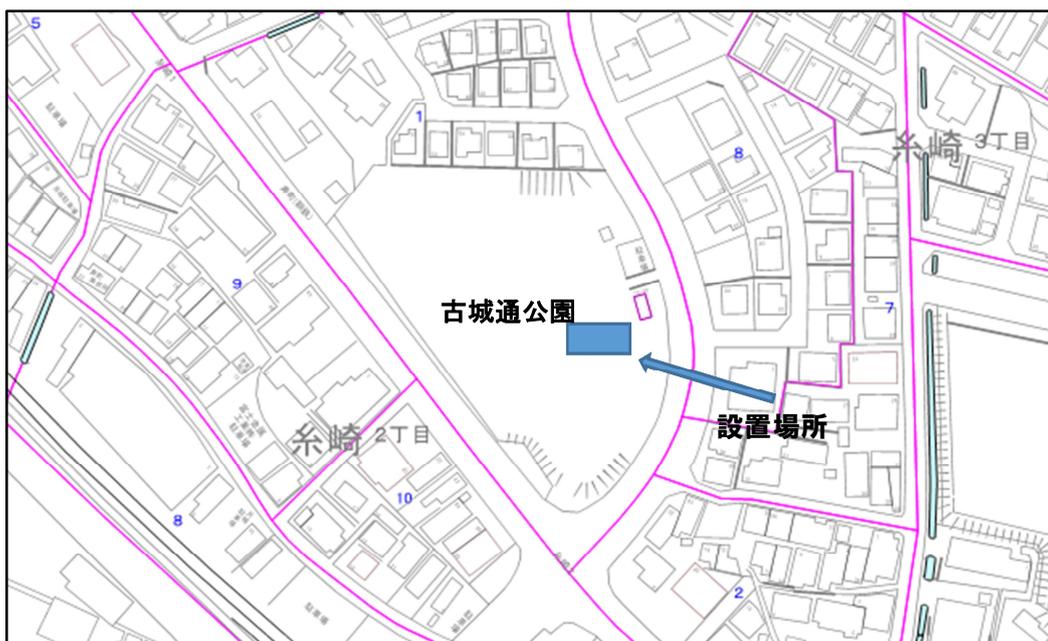
令和7年11月9日執行予定の広島県知事選挙（以下「当該選挙」という。）において、投票所となる仮設建物等（以下「当該物件」という。）について、次の仕様により調達する。

2 調達物件、方法

調達する当該物件は、次のとおりとする。また、調達方法は、リース又はレンタルによる賃貸借とする。

- (1) 用途：糸崎西投票区における仮設投票所
- (2) 構造：平屋建ての建物で、投票所として利用可能なもの
- (3) 規格：間口9.3m×奥行き5.6m程度のもの（5.6型4連棟）
- (4) 出入口：正面両端の2ヶ所で、鍵各2本が用意できるもの（幅1.6m×高さ1.8m程度の引違い戸）
出入口にはスロープ等を設置し、安全な出入りが可能なもの（全幅1.2m程度、勾配1/12程度）
- (5) 設置場所：古城通公園（糸崎3丁目1番）内の指定する場所 ※位置図参照
- (6) 電気設備：40W蛍光灯12か所以上、コンセント4か所以上
- (7) 建築確認等：当該物件は、建築基準法第85条第2項に規定する建物のため、申請事務等は不要。基礎は、仮設建物に用いるため、構造は問わない。
消防設備の備付けは必要なし。

【位置図】



3 設置期間

当該物件は、選挙期日の6日前(11/3(月))から4日前(11/5(水))までの間で、指定する場所に設置すること。電気引込線撤去工事が終了後、選挙期日の5日後(11/14(金))までに解体撤去を行い、原状回復すること。選挙期日に変更となった場合は、設置及び撤去期間について双方協議すること。

4 特記事項

- (1) 選挙期日の変更を考慮したものとし、期日変更に伴う追加費用や違約金等は発生しないものとする。なお、当該選挙が無投票となった場合においても、違約金等は一切発生しないものとする。
- (2) 当該物件の送電のための電気の引込み及び取外しの工事は、発注者において行う。
- (3) 金額は、当該物件の運搬、設置及び解体撤去に係る((2)の工事費、電気使用料を除く)一式の費用とする。
- (4) 設置期間中に当該物件の倒壊等の異常が生じた場合は、直ちに原状に修復するものとする。
- (5) 設置期間中に発生した設備の破損等により修繕の必要が生じた場合は、速やかに係員と対応策について協議すること。
- (6) 当該物件の設置後及び解体撤去後において、速やかに写真各1部を提出するものとする。

5 その他

- (1) 本仕様書は大要を示すものであり、必要事項についてその明記がなくても完全に履行すること。
- (2) 履行に際して疑義が生じた場合は、速やかに係員と協議し、その指示により履行すること。ただし、原則、金額の増減は生じないこと。